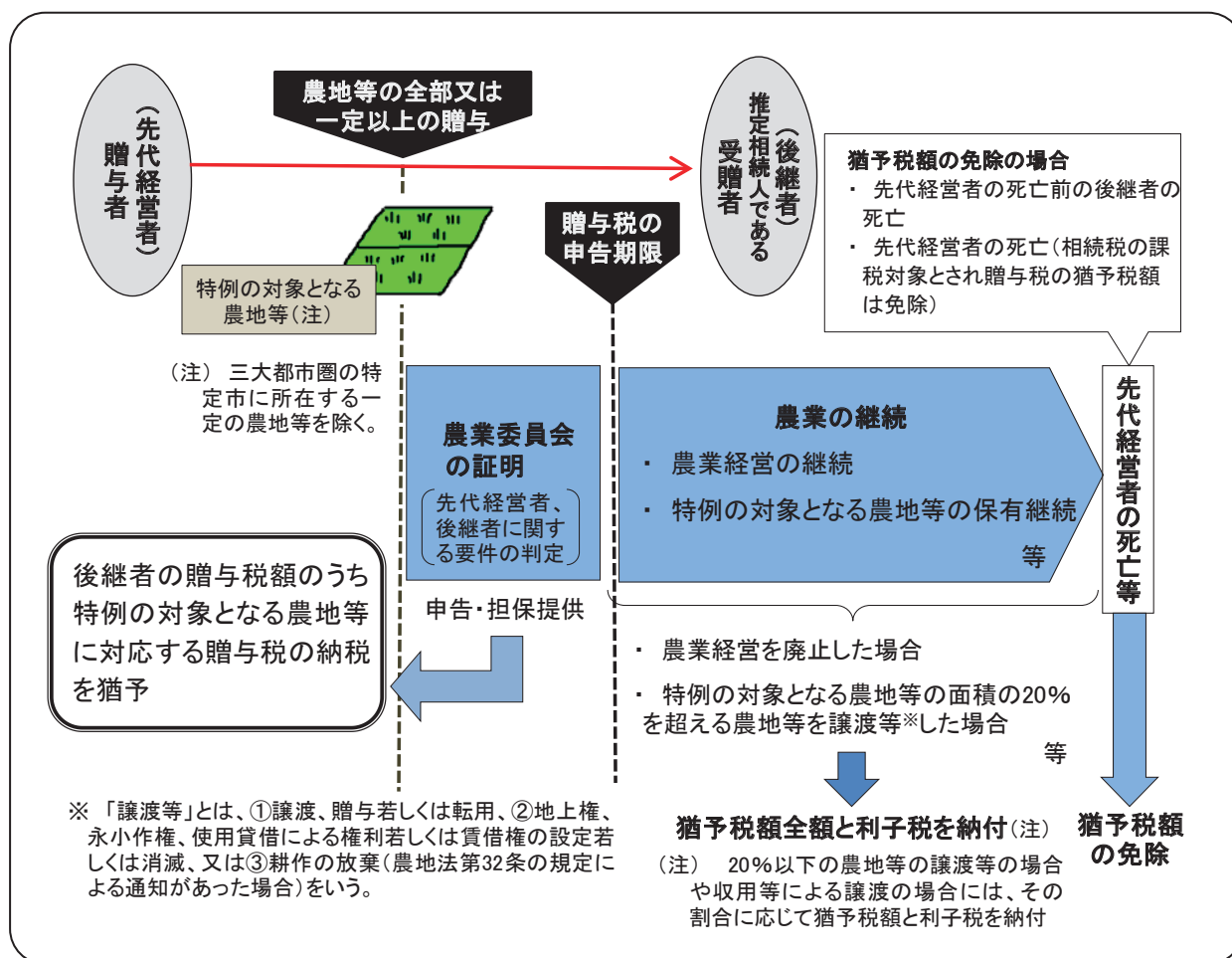


4 農地等についての納税猶予の特例

(1) 特例の概要



農業の後継者が贈与を受けた一定の農地等（（注）1 参照）の価額に対応する贈与税額は、一定の要件の下にその農地等の贈与者の死亡の日まで納税が猶予されます（猶予される贈与税額を「農地等納税猶予税額」といいます。）。

この納税猶予の特例の適用を受けた農地等（「特例農地等」といいます。）は、贈与者の死亡の際、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税の対象とされ、その時に農地等納税猶予税額は免除されます。

また、受贈者が贈与者よりも先に死亡した場合には、受贈者の死亡の時に農地等納税猶予税額は免除されます。

贈与者又は受贈者の死亡の日前に、この特例農地等について一定の事由が生じた場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部の納税猶予が打ち切れ、その税額と利子税を納付しなければなりません（66 ページの（3）参照）。

この特例の概要は上記のとおりですが、詳しくは税務署におたずねください。

- （注）1 農地等とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）に係るものを除きます。）及び採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）並びに準農地をいいます。
- 2 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
- 3 都市営農農地等とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定により買取りの申出がされたものを除きます。
- 4 準農地とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

(2) 適用要件

この特例の適用が受けられるのは、次の要件のいずれにも該当する場合に限られます。

イ 贈与者の要件

贈与の日まで3年以上引き続いて農業を営んでいた個人で、次の表に掲げる場合に該当しない人であること。

要 件	
1	贈与をした日の属する年（「対象年」といいます。）の前年以前において、その農業の用に供していた農地を推定相続人に対し贈与している場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき (注) 過去の年分において、贈与者の推定相続人に農地を贈与し、その推定相続人が相続時精算課税の適用を受けている場合には、その贈与者の全ての推定相続人がこの特例を受けられないことになります。
2	対象年において、今回の贈与以外に農地等を贈与している場合
3	過去に農地等の贈与税の納税猶予の特例に係る一括贈与を行っている場合

ロ 受贈者の要件

贈与者の推定相続人のうちの1人で、次に掲げる要件の全てに該当するものとして農業委員会が証明した個人であること。

要 件	
1	贈与を受けた日において、年齢が18歳以上であること
2	贈与を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと
3	贈与を受けた後、速やかにその農地及び採草放牧地によって農業経営を行うこと

(注) 贈与を受けた農地等について、この特例の適用を受ける場合には、その農地等については相続時精算課税の適用を受けることはできません。

ハ 農地等の要件

贈与者の農業の用に供している農地等のうち「農地の全部」、「採草放牧地の3分の2以上の面積のもの」及び「準農地の3分の2以上の面積のもの」について一括して贈与を受けること。

(注) 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地又は準農地のうち相続時精算課税の適用を受けたものがある場合には、贈与しなければならない採草放牧地又は準農地の面積が上記と異なりますので、詳しくは税務署におたずねください。

二 申告の手続

この特例の適用を受けようとする場合は、贈与税の申告書に、53ページの表に掲げる書類を添付して、その**申告書を贈与税の申告書の提出期間内（5ページ参照）に提出するとともに**、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う**担保を提供する**必要があります。

なお、担保は必ずしも特例農地等でなくても差し支えありませんが、その場合の担保については、7ページのハを参照してください。

ホ 納税猶予期間中の手続

この特例の適用を受けた人は、納税猶予の期限が確定するまでの間、贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項を記載した届出書（「継続届出書」といいます。）を提出しなければなりません。

(注) 継続届出書の提出がないと納税猶予は打ち切られ、農地等納税猶予税額と利子税を納付しなければなりません。

(3) 農地等納税猶予税額の納付

イ 農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合

納税猶予を受けている贈与税額は、次の表に掲げる場合に該当することとなったときは、その贈与税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

農地等納税猶予税額を納付しなければならない場合	
1	贈与を受けた農地等について、譲渡等があった場合 (注) 譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定（農用地利用集積計画に基づくもの等で一定の要件を満たすものを除きます。）又はこれらの権利の消滅若しくは耕作の放棄（農地について、農地法第 32 条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含みます。）があったことをいいます。）の場合も含まれます。
2	贈与を受けた農地等に係る農業経営を廃止した場合
3	受贈者が贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合
4	継続届出書の提出がなかった場合
5	担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかった場合
6	都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合
7	準農地について、この特例の適用を受けた場合で、申告期限後 10 年を経過する日までに、農業の用に供されていない準農地がある場合

ロ 利子税

上記イにより納付する贈与税額については、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年 3.6% の割合で利子税がかかります。

ただし、各年の前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率に 4 % を加算した割合が 7.3 % に満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合（0.1 % 未満の端数切捨て）になります。

$$\begin{array}{lcl}
 \text{(算式)} & & \\
 & 3.6\% & \times \frac{\text{(前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率} + 4\%) }{7.3\%}
 \end{array}$$

（例）日本銀行が定める基準割引率が 0.3 % である場合……年 2.1 %

（注）日本銀行が定める基準割引率の変動すると利子税の割合も変動します。詳しくは税務署（管理運営担当）におたずねください。

ハ 特例農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の軽減の特例

特例農地等について収用交換等による譲渡をした場合には、利子税の額が 2 分の 1 に軽減されます。

なお、利子税の軽減の特例を受けるためには、公共事業施行者の収用交換等による譲渡を受けたことを証する書類を添付した届出書を提出する必要があります。